

夫婦共同扶養 収入額確認書

令和3年4月30日 厚生労働省保険局保険課長、厚生労働省保険局国民健康保険課長より

「夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について」が発出されました。

これにより 夫婦が共同で扶養する被扶養者の主たる生計維持者を決定するにあたり

「今後一年間の年間収入額（見込）」にて比較することが明示されました。

この確認表は 年収額を確認するにあたり必要となります。

健康保険の記号・番号	被保険者の氏名	認定対象者の氏名

被保険者について	配偶者について (氏名： 続柄：)
収入額について（年間額） ・給与収入 _____ 円 ※ 手取り額ではなく給与総額を記入してください ・不動産収入等 _____ 円 ・その他（ ） _____ 円	収入額について（年間額） ・給与収入 _____ 円 ※ 手取り額ではなく給与総額を記入してください ・不動産収入等 _____ 円 ・その他（ ） _____ 円

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

記号 _____ 番号 _____ 被保険者氏名 _____

【 調査表 記入にあたってのお願い 】

この調査表は、被扶養者の認定にあたり生計維持関係の立証書類として重要な資料となりますので、全ての事項について事実をありのままにご記入ください。

なお、事実と相違したことが判明した場合には、認定時に遡って被扶養者の資格を取り消すことがあります。

※ 記入された事項につきましては、被扶養者の認定及び管理のために利用し、他の目的で使用することはありません。また、個人情報の取り扱いに関しては、適切な管理を行い、第三者への提供は法令に基づく場合を除き行いません。

【 添付書類について 】

直近の給与所得の源泉徴収票（写）、直近の確定申告書・収入内訳書（写）、

その他の収入がある方（ 年金額通知書の写）、不動産収入等がある方は収入証明書 等 ）

令和3年4月30日 厚生労働省保険局保険課長、厚生労働省保険局国民健康保険課長より
「夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について」が発出されました。

● 共働き夫婦（夫婦共同扶養）の場合における被扶養者の認定基準 ●

- ① 被扶養者となる人の数にかかわらず、年間収入の多い方の被扶養者とする。
- ② 夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の1割以内である場合は、主として生計を維持する人の被扶養者とする。
- ③ 夫婦双方またはいずれか一方が共済組合の組合員であって、その被扶養者となる人について扶養手当等の支給を受けている場合には、その支給を受けている人の被扶養者として差支えない。
- ④ 夫婦の一方が国民健康保険の被保険者である場合
「被用者保険（組合管掌・協会けんぽ・共済組合等）の被保険者の年間収入」と
「国民健康保険の被保険者の直近の年間所得で見込んだ年間収入」を比較し、
いずれか多い方が主として生計を維持する人となる。

以上の被扶養者認定基準に基づき、日活健保以外の健康保険に加入している **配偶者の年間収入** を調査させていただきたく、ご協力くださいますようお願いいたします。

< 確認書類（提出書類） >

- ◆ 夫婦共同扶養収入額確認表
- ◆ 被用者保険の被保険者 → 直近の給与所得の源泉徴収票（写）
- ◆ 国民健康保険の被保険者 → 直近の確定申告書・収入内訳書（写）
- ◆ その他の収入がある方（年金額通知書の写）、不動産収入等がある方は収入証明書等）

- ・ 年間収入の逆転に伴い日活健保からお子さんの被扶養者認定を削除する場合は、
年間収入が多くなった被保険者（配偶者）の加入する保険者等が認定することを確認してから
日活健保から認定を削除することになります。
- ・ 被扶養者削除の手続きは「健康保険被扶養者（異動）届」を日活健保に提出していただきます。
事業所の人事ご担当の方にお問い合わせいただき、異動届の作成提出をお願いいたします。

ご不明な点がございましたら下記へご連絡ください。

日活健康保険組合（事務局）

〒113-0033

東京都文京区本郷3-30-9

本郷ゼットエスビル4階

TEL 03-5802-4565